

## 建設常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第102号 令和4年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
2款 総務費	1項 総務管理費	3目24節都市緑化基金積立金、4目18節11目、13目
4款 衛生費	1項 保健衛生費	
	2項 清掃費	
6款 農林水産業費	1項 農業費	7目
8款 土木費	1項 土木管理費	1目8節を除く
	2項 道路橋りょう費	
	4項 都市計画費	
	5項 住宅費	
	6項 河川費	
9款 消防費	1項 消防費	3目
第3条 債務負担行為の補正		南郷コミュニティ交通運行事業、道路等包括管理委託料、道路維持補修工事費、道路改良工事費

議案第122号 指定ごみ袋の買入れについて

議案第105号 令和4年度八戸市下水道事業会計補正予算

議案第108号 令和4年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算

議案第120号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第123号 市道路線の廃止及び認定について

[建設協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 令和4年度 国補正予算成立に伴う新大橋整備事業・護床工工事等について

## 議案第120号

# 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 1. 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）」に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準、及び「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称：エコまち法）」に基づく低炭素建築物の認定基準の申請単位の法改正に伴い、申請手数料等の区分を変更し、その額を改定するとともに、その他所要の改正を行う。

### ◇性能向上計画認定制度（建築物省エネ法）とは…

- ・省エネルギー性能が建築物省エネ法に基づく誘導基準に適合する建築物を認定する制度
- ・認定を受けた場合、容積率の不算入の特例措置がある。

### ◇低炭素建築物の認定制度（エコまち法）とは…

- ・市街化区域等内において、低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度
- ・認定基準は、省エネ性能に加え、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入や節水対策等の低炭素化に資する措置を講ずることが条件
- ・認定を受けた場合、容積率の不算入の特例措置のほか、住宅であれば税制・融資の優遇措置がある。

## 2. 改正の主な概要

2030年に向けて、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準、及びエコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準において求める省エネ性能の水準を、  
ZEH、ZEB水準の省エネ性能に引き上げる改正

※ZEH、ZEBとは建物で消費する年間の一次エネルギー（化石燃料等）の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※ZEH= net Zero Energy House

※ZEB= net Zero Energy Building 「netとは正味のこと」

### 3. 改正内容

- 共同住宅等や複合建築物における住戸単位の認定は廃止されるため、申請手数料を削除する。
- 複合建築物においては、複合建築物全体に加え、住宅部分、非住宅部分の認定が可能となるため、申請手数料を新設する。



認定申請する建築物の区分（申請単位）	改正前		改正後	
	性能向上計画	低炭素	性能向上計画	低炭素
戸建住宅	4,000	4,000	4,000	4,000
共同住宅等	住戸	4,000 × 住戸数	4,000～(住戸数による)	廃止
	全体（総戸数による）	8,000～	9,000～	8,000～
非住宅 全体（床面積による）	8,000～	9,000～	8,000～	8,000～
複合建築物	全体（住宅部分＋非住宅部分）	12,000～	13,000～	12,000～
	住戸	4,000 × 住戸数	4,000～(住戸数による)	廃止
	住宅部分全体（総戸数による）	—	—	4,000～
	非住宅部分全体（床面積による）	8,000～	—	8,000～

※円

「部分」図の手数料

手数料の改正内容 別表第6（土木関係手数料）5、6の表（例）

申請手数料等の改正内容については、県と同様とする。

### 4. 施行期日 公布の日

## 令和4年度 国補正予算成立に伴う 新大橋整備事業・護床工工事等について

### 1. 対象となる工事及び補償

工事① P2橋脚及びP3橋脚まわりの洗堀防止のための護床ブロック  
設置等工事（別紙1参照）

工事② P2橋脚及びP3橋脚整備工事で一時撤去していた護岸ブロッ  
ク復旧工事（別紙1参照）

補償 新大橋架替工事に伴う電線切替等の補償

### 2. 12月補正予算とする主な理由

工事①は新設橋の橋脚まわりの洗堀防止のためのものであり、また、  
工事②は河川敷の洗堀防止のためのものである。①及び②のいずれの工  
事も、6月から10月までの出水期は国から工事を制限されていること  
から、早期着手することで、効率的な事業の進捗を図ることが出来るた  
め、電線切替等の補償と併せて所要額を補正するもの。（別紙2参照）

### 3. 補正額

410,000千円

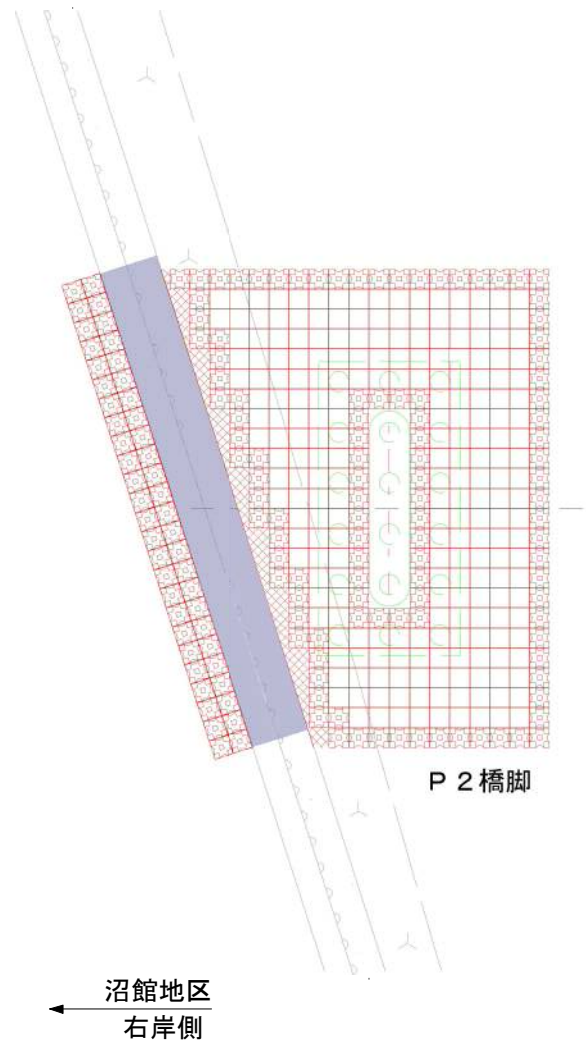
うち、工事費① 300,000千円

工事費② 100,000千円

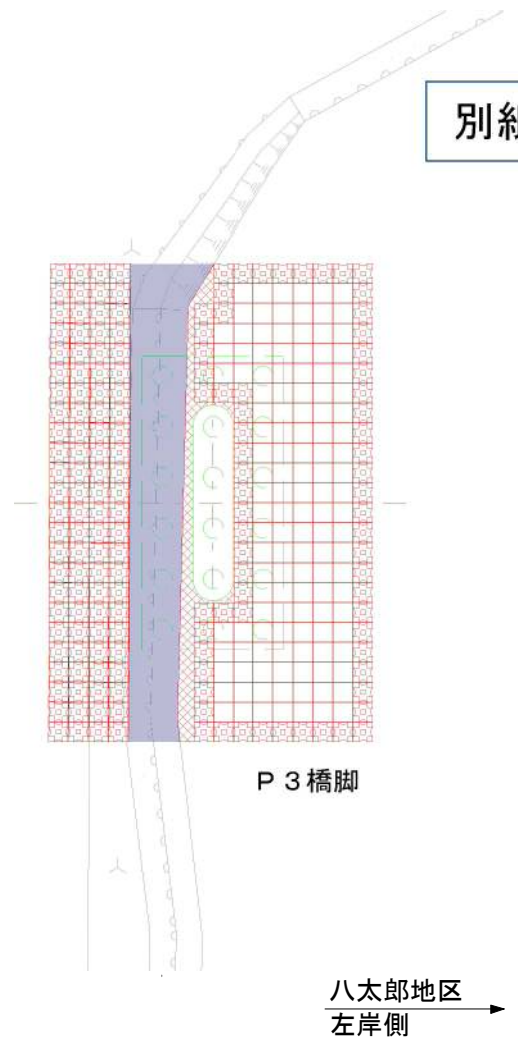
補償費 10,000千円

### 平面図

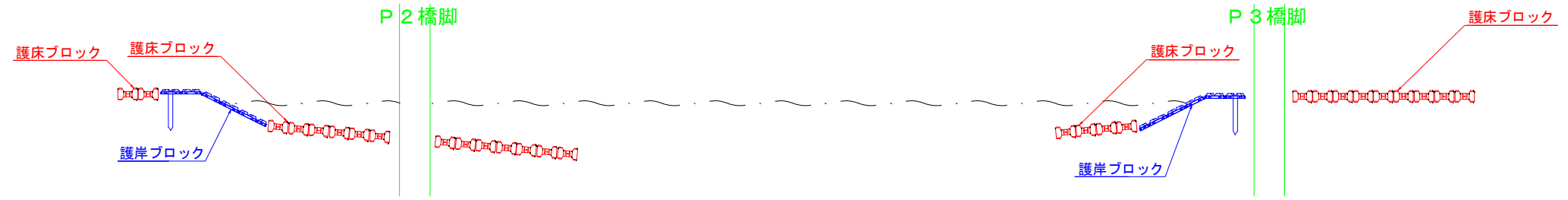
- 工事①護床ブロック設置等工事
- 工事②護岸ブロック復旧工事



1級河川  
馬淵川  
↓



### 断面図



# 新大橋一般図

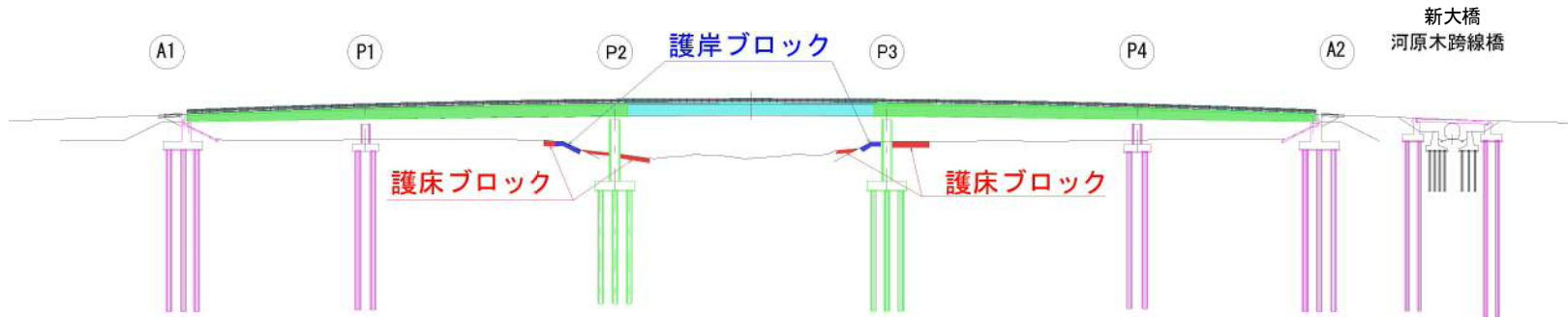
側面図

別紙2

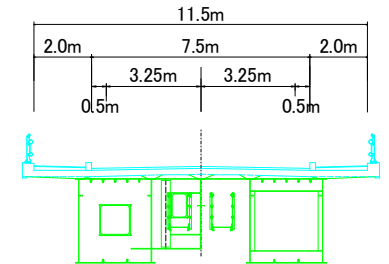
- 桃: 令和3年度迄に完成
- 緑: 令和4年度施工中
- 赤: 令和4年度国補正施工箇所 (護床ブロック設置等工事)
- 青: 令和4年度国補正施工箇所 (護岸ブロック復旧工事)
- 水: 令和5年度以降施工予定

沼館地区  
右岸側

八太郎地区  
左岸側



【上部工断面図】



## 工事スケジュール

		令和4年度			令和5年度											令和6年度		
		R5.1月	R5.2月	R5.3月	R5.4月	R5.5月	R5.6月	R5.7月	R5.8月	R5.9月	R5.10月	R5.11月	R5.12月	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月
		非出水期(工事可)				出水期(工事不可)					非出水期(工事可)							
P2・P3 護床 設置等 工事	3月補正 (R5.4月発注)				起案～入札～契約			準備			工事(Ⅰ期約5ヶ月間)				工事(Ⅱ期約2ヶ月間) 【令和6年度完成】			
	12月補正その2 (R5.1月発注)	起案～入札～契約準備			工事(Ⅰ期約2ヶ月間)							工事(Ⅱ期約5ヶ月間)【令和5年度完成】						
P2・P3 護岸 復旧 工事	3月補正 (R5.4月発注)				起案～入札～契約			準備			工事(約2ヶ月間)【令和5年度完成】							
	12月補正その2 (R5.1月変更)	【令和4年度完成】																